

父子家庭のみなさまにも 児童扶養手当が支給されます！

ひとり親家庭に対する自立を支援するために、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることになりました。児童扶養手当を受給するには、町への申請が必要です。詳細については、お問い合わせの上、平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。)

●支給の要件

父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。
※所得などによる制限や戸籍などの必要書類がありますので、受給資格をご確認のうえ、該当する方は申請を行ってください。

●申請の時期についての取扱

- ①平成22年7月31日までに支給要件にあてはまる方
⇒ 11月30日までに申請をすれば「8月分」から支給
- ②平成22年8月1日から平成22年11月30日までに支給要件にあてはまる方
⇒ 11月30日までに申請をすれば「要件に該当した日の翌月分」から支給

※8月～11月分が支給されるのは、12月です。



◆問い合わせ

保健福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793



介護保険料Q & A

Q 「介護保険料の納付書が届きました。年金からの納付にならないの？」
A 65歳になった場合や国見町に転入した場合でも、すぐに年金からの納付にはなりません。早くても開始まで半年はかかります。開始の時期については、年金の手続き状況等により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

Q 「同じくらの年金の額の人と、介護保険料が違うのはどうして？」
A 介護保険料は、本人の所得だけでなく世帯の住民税の課税状況も反映します。例えば本人の年金額が同じであっても、同世帯に住民税課税者がいるかどうかで保険料が異なります。詳しくはお問い合わせください。

Q 「年金からの天引きで納めていたのに、納付書が送られてきたのはなぜですか？」
A 理由としては
・年度途中で他市町村から転入した。
・介護保険料が減額になった。
・介護保険料が増額になった。
・年金が一時差し止めになり天引きできなくなった。
などが挙げられます。

平成22年度 介護保険料が確定しました

保険料の納付の時期は、自主納付（納付書または口座引き落としによる納付）の場合は7月から、年金天引きの場合は、10月からです。

| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 平成21～23年度 |
|------|--|----------|-----------|
| 第1段階 | 生活保護または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税者の場合等 | 基準額×0.5 | 23,500円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税者で本人年金等収入額等80万円以下の人 | 基準額×0.5 | 23,500円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税者で第2段階以外の人 | 基準額×0.7 | 32,900円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税者で世帯課税の場合で本人公的年金収入+合計所得金額が80万円以下の人 | 基準額×0.85 | 39,900円 |
| 第5段階 | 本人が住民税非課税者で世帯課税の場合で本人公的年金収入+合計所得金額が80万円を超える人 | 基準額 | 47,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税者で前年所得金額が200万円未満の人 | 基準額×1.25 | 58,700円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税者で前年所得金額が200万円以上400万円未満の人 | 基準額×1.6 | 75,200円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税者で前年所得金額が400万円以上の人 | 基準額×2 | 94,000円 |

平成22年度の町県民税と平成21年分の所得が確定したことから、平成22年度の65歳以上の方の介護保険料額の算定を行いました。保険料の額は所得によって8段階に分かれます。

●介護保険料の基準額は
47,000円です

●介護保険料の納め方

介護保険料の納付方法は、受給中の年金の種類や金額によって異なります。納付方法をご自身で選ぶことはできません。

①特別徴収

(年金から天引き納付)

- 対象となる方
- ・4月1日現在、65歳以上で、老齢・退職年金・遺族年金・障害年金を年額18万円以上受給中の方
- 納付方法
- ・年金支払月に年金から天引き納付（手続きは不要です。）

②普通徴収

(納付書または口座振替納付)

- 対象となる方
- ・4月1日現在、特別徴収の対象となる年金を受給していない方
- ・受給中の年金年額が18万円未満の方
- ・4月2日以降、65歳になった方
- ・国見町に転入された方

③併用徴収

(①と②の併用)

平成22年度中に65歳になった場合や平成21年度中に国見町内に転入した場合、すぐには特別徴収になりません。

初めは、普通徴収で納めていたとき、一定期間経過後に特別徴収に切り替わります。（手続きは不要です。）

◆問い合わせ

保健福祉課長寿介護係
☎ 585-2125

夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動

7月16日（金）から25日（日）までの10日間

これから夏に向けて、暑さや行楽による疲労、開放感からくる無謀運転などによる交通事故が多くなります。1人1人が交通安全の意識を高め、交通ルールやマナーを守り、交通事故の防止に努めましょう。

交通死亡事故「0」の日
6年間達成!!

国見町では、平成16年6月17日以降交通死亡事故ゼロの日が続いており、6月16日で交通死亡事故ゼロ6年間の達成しました。



藤田保育所で行われた交通安全教室